

令和5年度滋賀県における児童虐待相談対応件数等の状況について（概要）

令和5年度における県（中央、彦根、大津・高島）子ども家庭相談センター（以下「センター」という。）および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談対応等の状況概要を、次のとおりとりまとめました。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

1 相談対応件数等の主な状況

- ① 相談対応件数は8,568件で、前年度比で667件増加し、8.4%の増加率となっています。
- ② 虐待種別では、『心理的虐待』が3,467件で最も多く全体の40.5%、『身体的虐待』が2,668件で31.1%、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が2,357件で27.5%、『性的虐待』が76件で0.9%となっています。
- ③ 年齢別では、『小学生』以下が6,193件で全体の72.2%となっています。
- ④ 主な虐待者では、『実母』が最も多く5,268件で全体の61.5%、『実父』が2,826件で33.0%となっています。
- ⑤ 継続して支援しているケースが5,972件で全体の69.7%となっています。

2 相談対応件数について

- 前年度と比べて667件増加し、8,568件となりました。内訳として、虐待種別では、「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」が236件、「身体的虐待」が234件、「心理的虐待」が202件増加する一方、「性的虐待」が5件減少しています。
年齢別では「小学生」が202件、「高校生・その他」が172件、「3歳～学齢前児童」が109件、「0歳～3歳未満」が93件、「中学生」が91件増加しています。
- 昨年度に引き続き、「心理的虐待」（3,467件）に関する相談が最も多くなっている理由としては、児童が同居している家庭における配偶者への暴力（面前DV）について、依然として警察からの通告が多いことが考えられます。

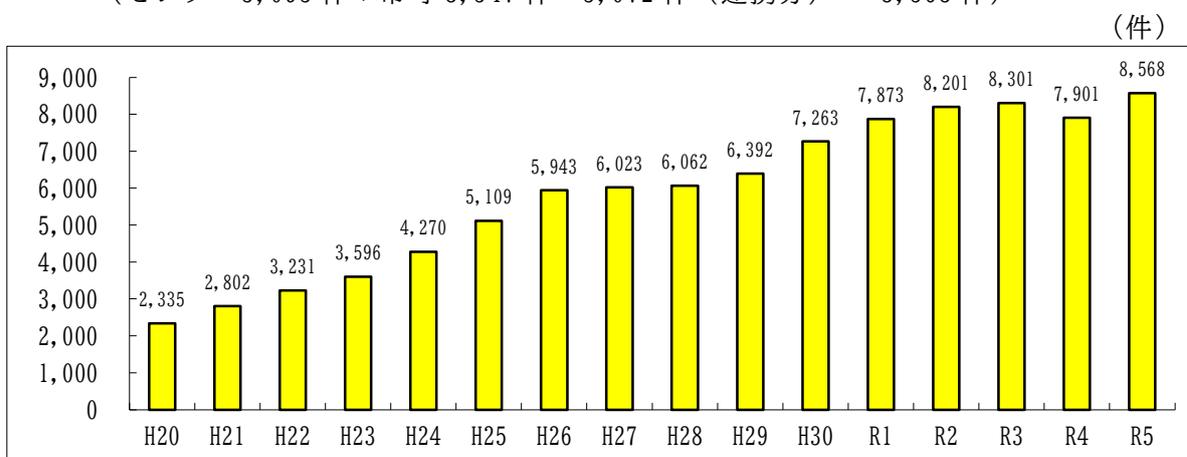
3 全体状況

(1) 相談件数

相談件数は 8,568 件で、前年度比 667 件の増 (+8.4%) となっています。

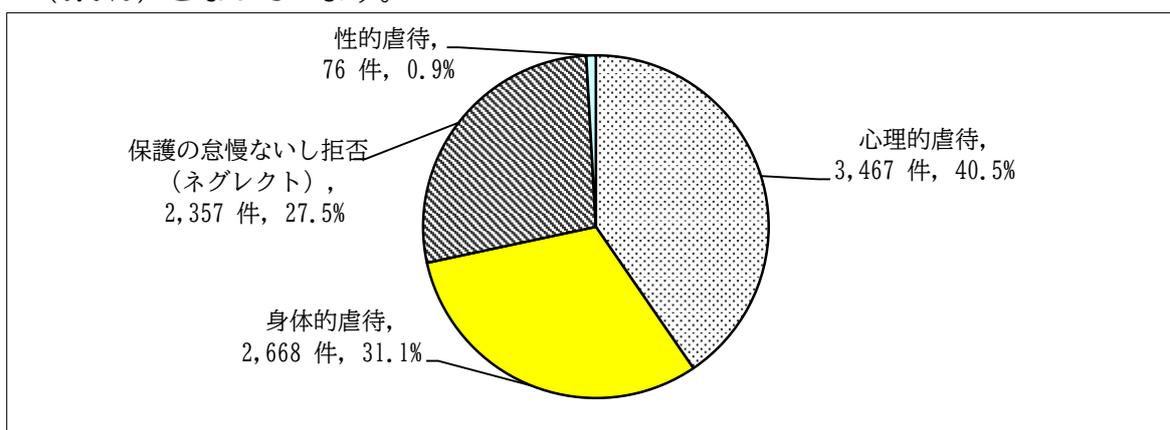
※センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。

(センター3,093件+市町 8,547件-3,072件(連携分) = 8,568件)



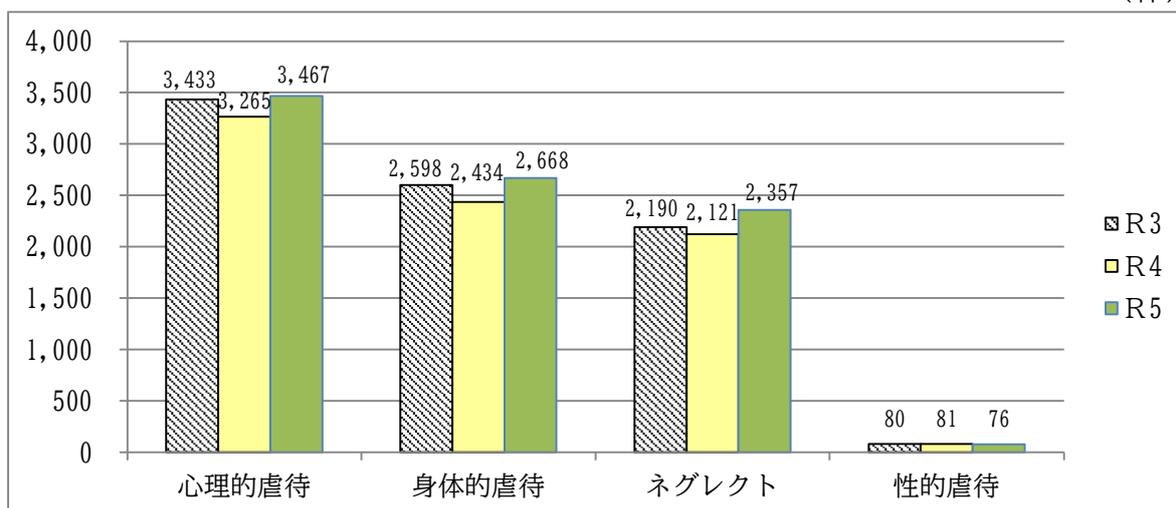
(2) 虐待種別

「心理的虐待」が 3,467 件(40.5%)と最も多く、「身体的虐待」が 2,668 件(31.1%)、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が 2,357 件(27.5%)、「性的虐待」が 76 件(0.9%)となっています。



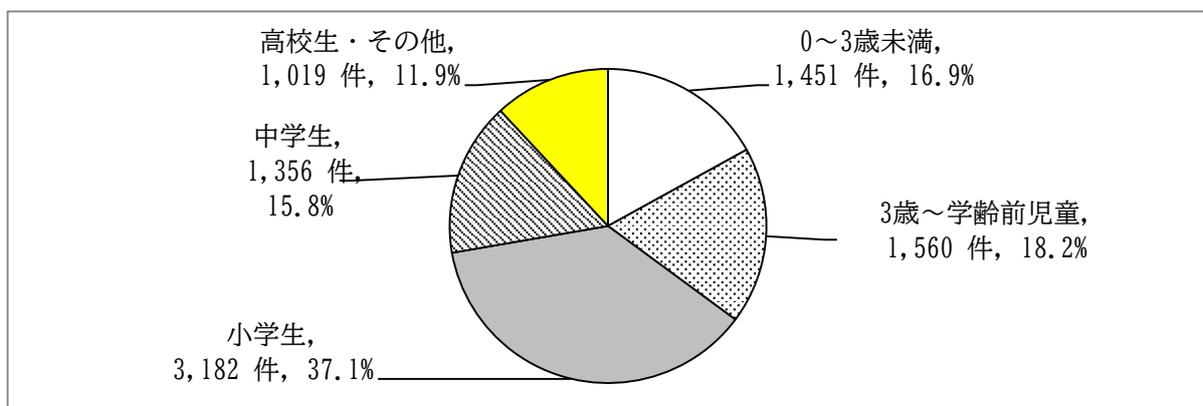
前年度比では、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」が 236 件、「身体的虐待」が 234 件、「心理的虐待」が 202 件増加する一方、「性的虐待」が 5 件減少しています。

(件)

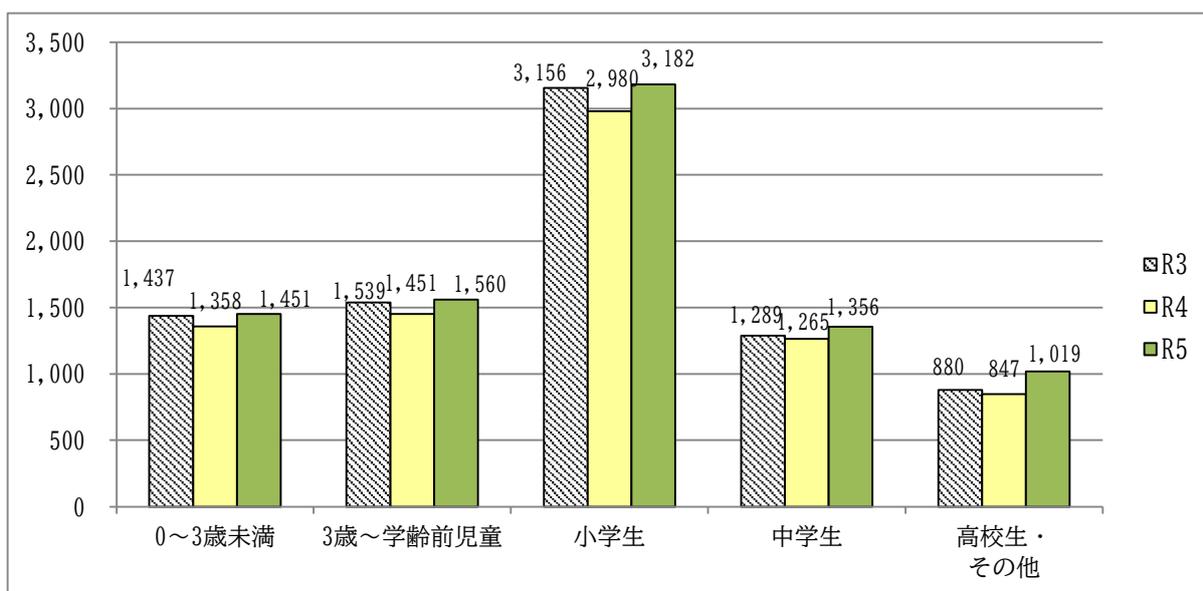


(3) 年齢別

「小学生」が3,182件(37.1%)と最も多く、「3歳～学齢前児童」1,560件(18.2%)、「0歳～3歳未満」が1,451件(16.9%)、「中学生」1,356件(15.8%)、「高校生・その他」1,019件(11.9%)と続いています。



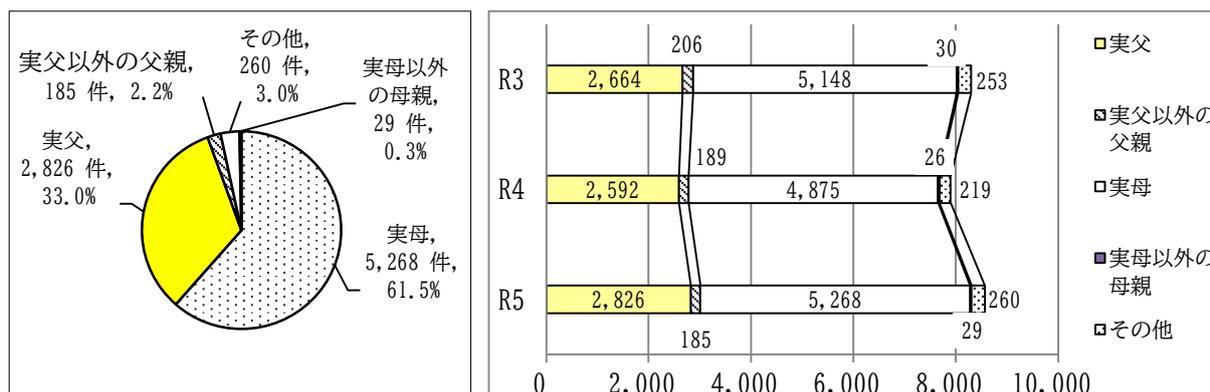
前年度比では、全ての年齢別区分において増加しており、「小学生」が202件増と最も多くなっています。



(4) 主な虐待者の内訳

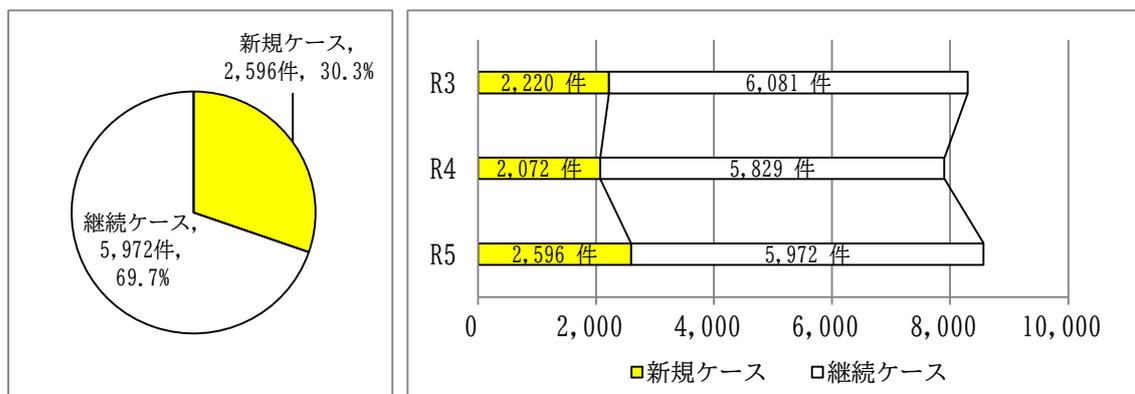
「実母」が5,268件(61.5%)、「実父」が2,826件(33.0%)であり、前年度と比較すると「実母」が393件、「実父」が234件増となっています。

(件)



(5) 新規・継続別

「新規ケース」が2,596件(30.3%)、「継続ケース」が5,972件(69.7%)で、前年度と比較すると、「新規ケース」が524件、「継続ケース」143件それぞれ増加となっています。



(6) 一時保護

一時保護所での「保護件数」は431件で、前年度より24件増となっており、「1日あたりの平均保護人数」は24.5人と2.3人減となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は20.8日で、前年度より3.2日短くなっています。なお、「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は24.0日で、前年度より1.6日短くなっています。

【一時保護所での一時保護】

	保護件数 (件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
		左のうち虐待ケースの件数		左のうち虐待ケースの人数		左のうち虐待ケースの平均日数
R3	413	189	25.3	15.4	22.3	29.7
R4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
R5	431	270	24.5	17.8	20.8	24.0
増減 (R5-R4)	24	△ 1	△ 2.3	△ 1.2	△ 3.2	△ 1.6

(7) センター虐待通告

センターに寄せられた通告は、2,740件で、前年度より99件増となっています。

「警察等」からの通告が1,566件(57.2%)と最も多くなっています。これは家庭における配偶者への暴力を同居している児童に見せるなどの心理的虐待に関する通告が多いことによるものです。

(件)

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	幼稚園・保育所等	警察等	学校等	その他	計
R3	296	36	540	3	0	73	7	1,498	270	173	2,896
R4	205	63	455	14	0	57	14	1,479	194	160	2,641
R5	220	74	469	4	0	62	11	1,566	167	167	2,740
R5構成比率	8.0%	2.7%	17.1%	0.1%	0.0%	2.3%	0.4%	57.2%	6.1%	6.1%	100.0%
増減 (R5-R4)	15	11	14	△ 10	0	5	△ 3	87	△ 27	7	99

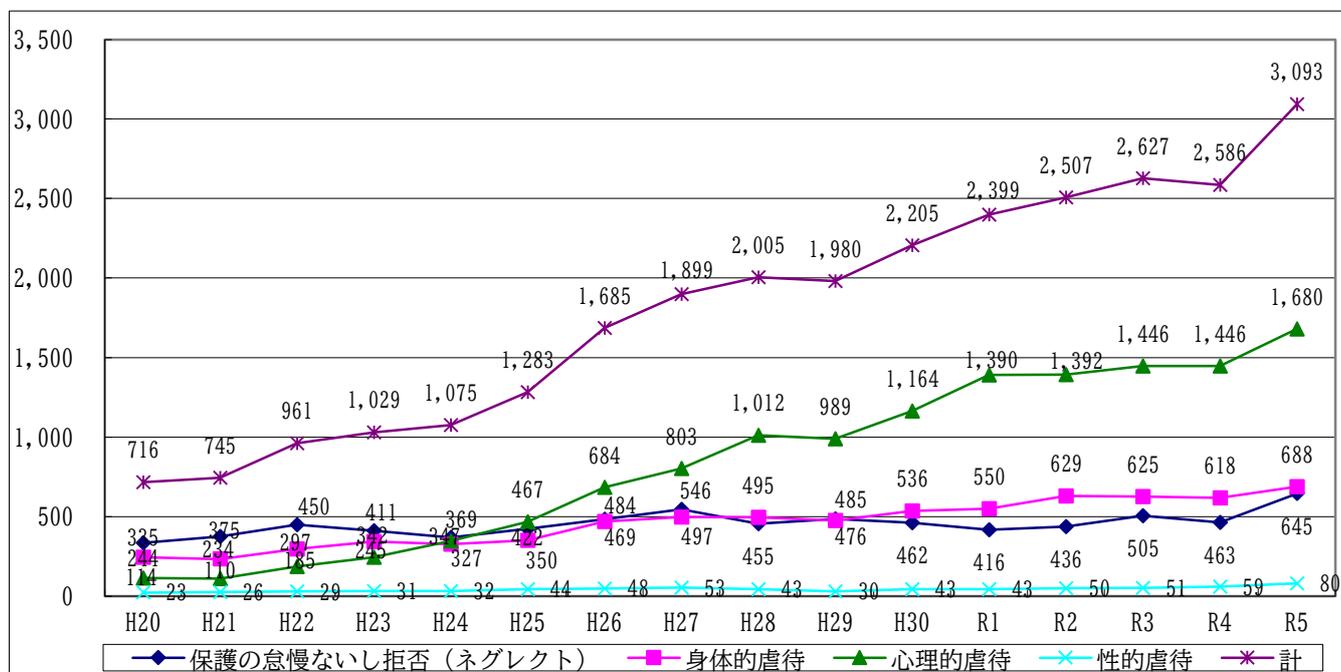
4 センター・市町別の状況

(1) 相談件数の推移

センター、市町ともに、近年は、「ネグレクト」、「身体的虐待」、「心理的虐待」の増加により、全体の件数も増加しています。

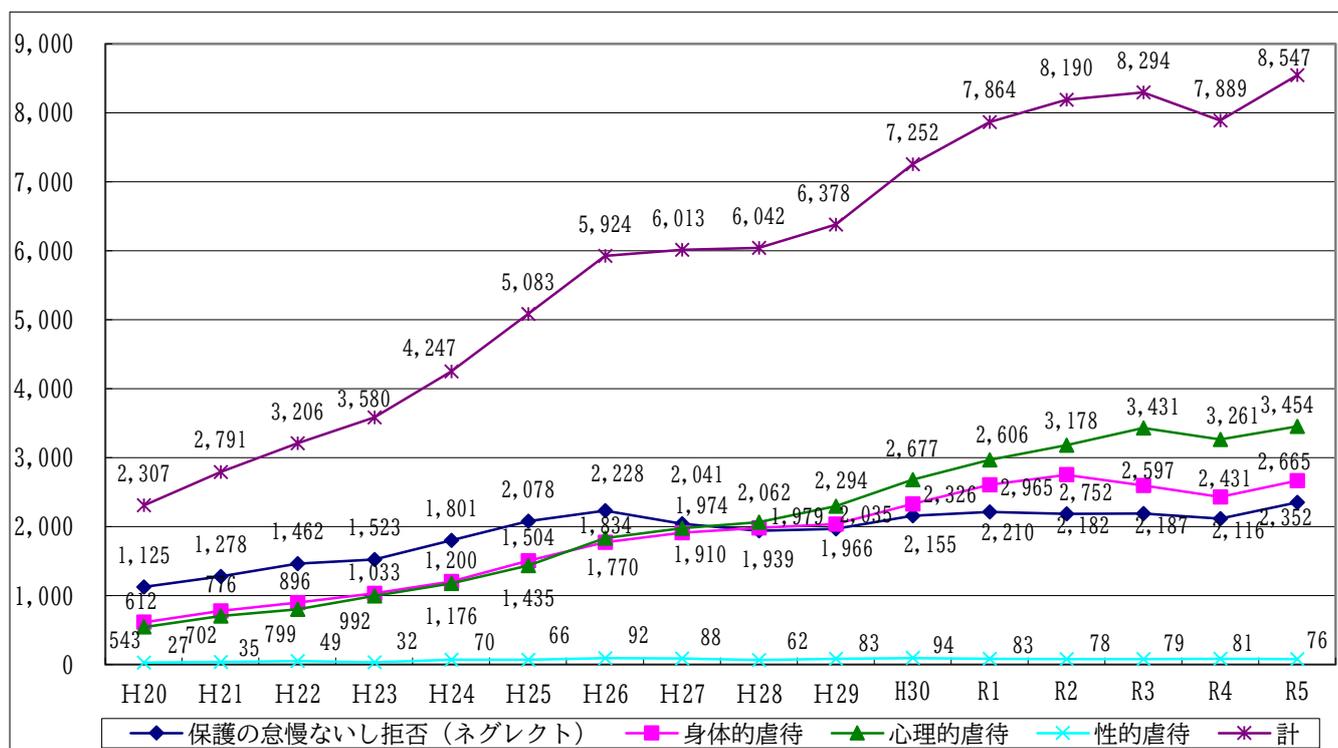
【センター】

(件)



【市町】

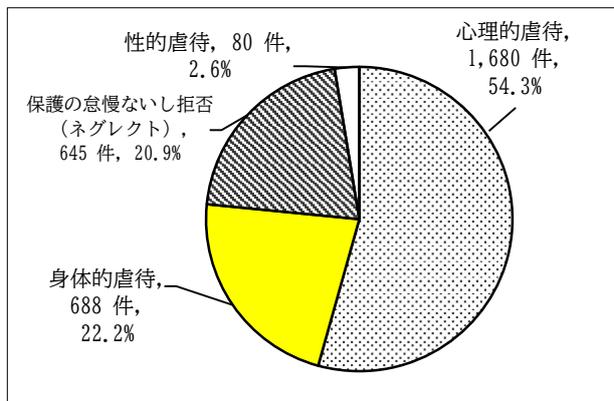
(件)



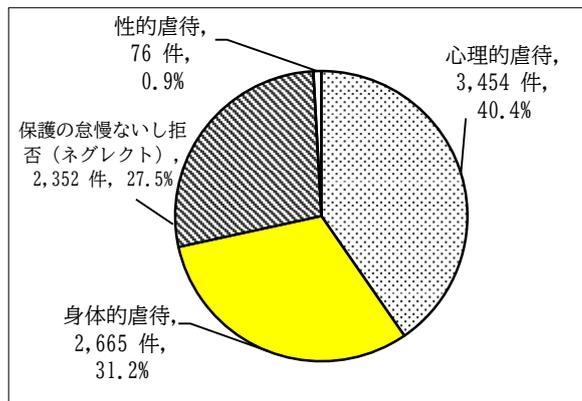
(2) 虐待種別

センター、市町ともに「心理的虐待」の占める割合が高く、センター54.3%、市町40.4%となっています。

【センター】



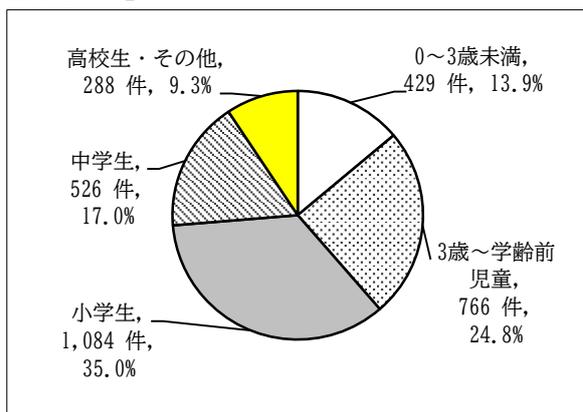
【市町】



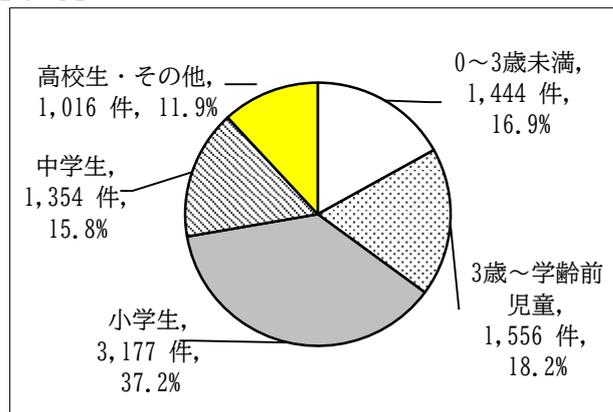
(3) 年齢別

センター、市町ともに「小学生」の占める割合が最も高く、センター35.0%、市町37.2%となっています。また、小学生以下でセンター73.7%、市町72.3%を占めています。

【センター】



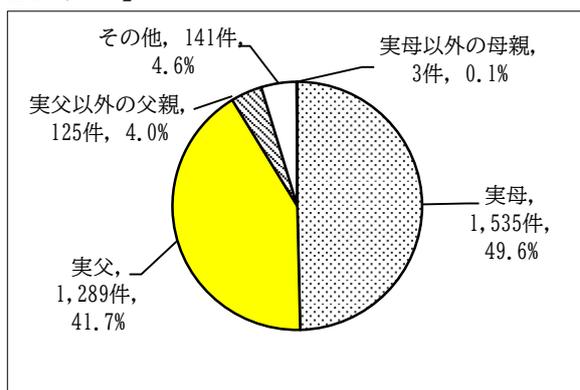
【市町】



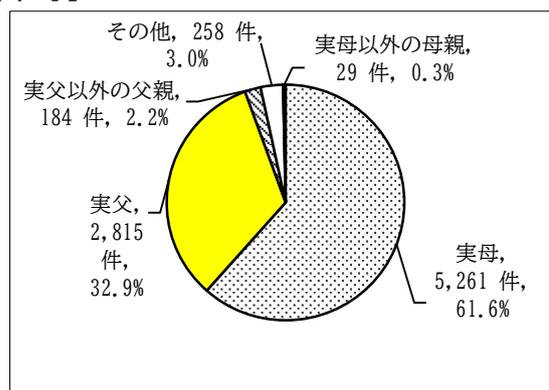
(4) 主な虐待者の内訳

センター、市町ともに「実母」の占める割合が最も高く、センター49.6%、市町61.6%となっています。また、「実父」の占める割合は、センター41.7%、市町32.9%となっています。

【センター】



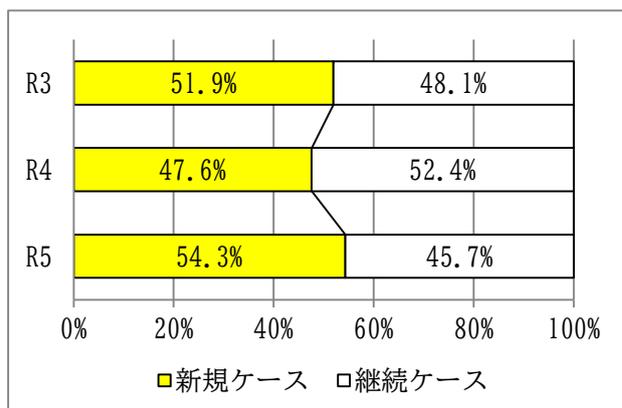
【市町】



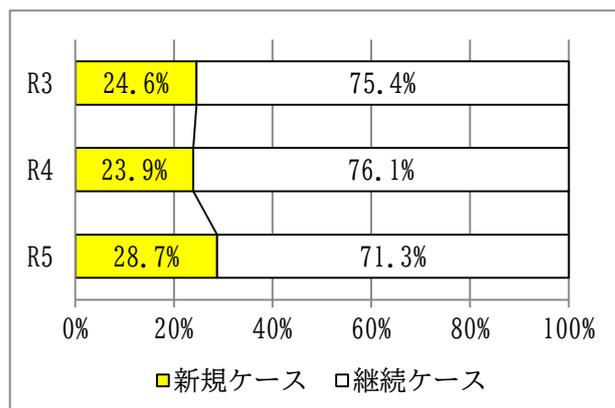
(5) 新規・継続別

センターでは新規ケースが54.3%で、市町の継続ケースは71.3%となっています。

【センター】



【市町】



【R5年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針 変更	1年以上 継続	
件数	1,680	1,009	404	3,093
構成比率	54.3%	32.6%	13.1%	100.0%

【R5年度の詳細】

(件)

区分	新規	継続		合計
		援助方針 変更	1年以上 継続	
件数	2,456	128	5,963	8,547
構成比率	28.7%	1.5%	69.8%	100.0%

(6) 虐待の相談経路

センターでは、警察等からの相談が1,289件で最も多く、全体の41.7%を占めています。市町は、学校等が2,628件で最も多く、全体の30.7%を占めています。

【センター】

(件)

	家族・ 親戚	近隣・ 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	幼稚園・ 保育所等	警察等	学校等	その他	計
R3	201	316	18	658	0	4	49	9	984	211	177	2,627
R4	252	269	22	561	1	6	40	14	1,090	160	171	2,586
R5	241	323	24	765	0	0	70	14	1,289	152	215	3,093
R5構成比率	7.8%	10.4%	0.8%	24.7%	0.0%	0.0%	2.3%	0.5%	41.7%	4.9%	7.0%	100.0%
増減 (R5-R4)	△ 11	54	2	204	△ 1	△ 6	30	0	199	△ 8	44	507

【市町】

(件)

	家族・ 親戚	近隣・ 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	幼稚園・ 保育所等	警察等	学校等	その他	計
R3	473	180	4	2,356	50	53	158	915	348	2,484	1,273	8,294
R4	396	139	6	2,393	52	34	174	865	339	2,334	1,157	7,889
R5	426	141	14	2,588	45	34	181	941	372	2,628	1,177	8,547
R5構成比率	5.0%	1.6%	0.2%	30.3%	0.5%	0.4%	2.1%	11.0%	4.4%	30.7%	13.8%	100.0%
増減 (R5-R4)	30	2	8	195	△ 7	0	7	76	33	294	20	658

【被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）】

● 令和 5 年度

受理件数	調査件数	事実確認の結果	
		該当	非該当
0 件	0 件	0 件	0 件

● 令和 4 年度

受理件数	調査件数	事実確認の結果	
		該当	非該当
3 件	3 件	2 件	1 件

< 被措置児童等虐待 該当事案の概要 >

性別	男子
虐待の状況	身体的虐待
県が講じた措置	再発防止のための事後指導
施設等の種別	社会的養護関係施設
虐待を行った施設職員等の職種	児童指導員

性別	女子
虐待の状況	心理的虐待
県が講じた措置	再発防止のための事後指導
施設等の種別	社会的養護関係施設
虐待を行った施設職員等の職種	保育士

● 令和 3 年度

受理件数	調査件数	事実確認の結果	
		該当	非該当
0 件	0 件	0 件	0 件

(参考)

◆被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見したものからの通告に対し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

◆公表の根拠法令

○児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

○児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	社会的養護関係施設
ハ 障害児入所施設等及び指定医療機関	障害児施設等
ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者	一時保護施設等

2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種